
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 10 号
令 和 5 年 3 月 16 日

那 覇 市 監 査 委 員 宮 城 哲
同 城 間 貞
同 奥 間 亮

令和 4 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について
（公表）

令和 4 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○ 小禄支所等建設工事（建築）

(7) 指摘事項等（注意事項）

ア 関係法令に基づく掲示物について

「建設業の許可票」や「建築基準法による確認済」、「施工体系図」は、外構工事に伴い撤去されている。それぞれの標識は、建設業法第 40 条、建築基準法第 89 条、建設業法第 24 条の 8 において公衆に見やすい場所に掲示しなければならないと定められている。関係法令を遵守し、適正に掲示されたい。

□ 上記事項に関する措置

「建設業の許可票」、「建築基準法による確認済」、「施工体系図」については、前面道路の仮囲いへ適正に設置していましたが、工事監査の実施時期には、外構工事を施工する際に支障となるため、一時的に撤去している状況でした。

早急に建設業の許可票等を公衆の見やすい位置に適正に再設置するよう施工業者へ指導し、是正しました。

今後の工事におきましても、関係法令を遵守するよう工事受注者への指導を徹底してまいります。

○ 令和3年度7工区首里石嶺町地内公共下水道（雨水）工事

(7) 指摘事項等（是正事項）

ア 安全管理における統括安全衛生管理義務者の指名について

現場では、本工事と併行して令和3年度首里石嶺町地内磁気探査業務が行われているが、労働安全衛生法第30条第2項に基づく「統括安全衛生管理義務者」を発注者が指名していない。

このように、同一場所で2以上の業者が作業をする場合、労働安全衛生法第30条第2項では「統括安全衛生管理義務者」を発注者が指名しなければならないと定められている。関係法令を遵守し、指名されたい。

□ 上記事項に関する措置

統括安全衛生管理義務者を指名する様式を定め、本工事及び磁気探査業務の請負業者へ令和4年12月22日（那水下第2429号）に、指名及び通知を行いました。

今後、他の工事についても、同一場所で2以上の業者が作業をする場合は、統括安全衛生管理義務者の指名等を行います。